

医療放射線管理委員会設置要綱

(目的)

第1条 診療放射線の安全利用に係る管理を目的とし、医療放射線管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 放射線診療のプロトコール管理
- (2) 被ばく線量管理、記録及びこれに付随する事務
- (3) 医療放射線研修の開催
- (4) 放射線の過剰被ばくその他の放射線診療に関する事例発生時の対応及び検証
- (5) 指針の改正の要否及び改正内容の検討
- (6) その他、海浜病院の診療放射線の安全利用に関する事務

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者を持って組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、院長の指名による医療放射線安全管理責任者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が原則として毎年1回これを招集する。ただし、委員長は、必要なときに臨時に委員会を招集することができる。

- 2 委員会が必要と認める時は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴く事ができる。

(報告)

第6条 委員長は、審議結果を院長に報告するものとする。

(下部組織の編成)

第7条 委員長は線量管理業務の円滑な運営を図るために、委員会の下部組織として作業チームを編成することができる。

(別表)

委員長	院長の指名による医療放射線安全管理責任者 (診療局長又は放射線科統括部長若しくは放射線技師長など)
副委員長	委員長の指名 (放射線技師長又は放射線科主査など)
委員	診療放射線技師 若干名 医師 若干名 看護師 若干名 医療安全室 1人 事務局夜急診班 1人 その他委員長が必要と認めた者

附 則

この要綱は令和2年2月1日より施行する。